独占禁止法審査手続についての懇談会 (第13回) 議事録

- 1 日時 平成26年11月19日(水)15:30~17:55
- 2 場所 中央合同庁舎第8号館8階特別中会議室
- 3 出席者

(懇談会委員)

座 長 宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授

座長代理 舟田 正之 立教大学名誉教授

委員 青柳 馨 日本大学大学院法務研究科教授

今井 猛嘉 法政大学大学院法務研究科教授

及川 勝 全国中小企業団体中央会政策推進部長

大沢 陽一郎 株式会社読売新聞東京本社論説委員

川出 敏裕 東京大学大学院法学政治学研究科教授

川島 千裕 日本労働組合総連合会総合政策局長

河野 康子 全国消費者団体連絡会事務局長

榊原 美紀 日本経済団体連合会経済法規委員会競争法部会委員

弁護士

泉水 文雄 神戸大学大学院法学研究科教授

三村 優美子 青山学院大学経営学部教授

村上 政博 成蹊大学大学院法務研究科教授

矢吹 公敏 弁護士

(その他)

公正取引委員会 松尾経済取引局長、山口審査局企画室長

(事務局)

内閣府 井上内閣府審議官、独占禁止法審査手続検討室 井内室長、品川参 事官等

4 会議次第

- (1) 開会
- (2)報告書素案に係る討議
- (3) 閉会

5 議事録

〇宇賀座長 それでは、定刻でございますので、ただいまより第13回「独占禁止法審査手続についての懇談会」を開催させていただきます。

委員の皆様には、御多忙のところお集まりいただきありがとうございます。

本日は、中川委員は所用のため欠席でございます。

また、有村大臣は本日は所用のため御欠席でございます。

議論に入ります前に、本日御議論いただきます資料の報告書素案の取扱いについて皆様 の御意見をお伺いしたいと存じます。

本日の資料である報告書素案につきましては議論の途中段階のもので、それが外部で取り上げられたり、確定したもののように誤解を招くこととなったりする懸念もございますが、そういった点を考慮して報告書がまとまるまでの間、非公開とするかどうかということについて委員の皆様の御意見を伺いたいと存じます。いかがでしょうか。

- **〇矢吹委員** 矢吹ですけれども、前の基本問題懇談会のときに報告書案文はパブリックコメントには付さなかったんですか。
- **〇品川独占禁止法審査手続検討室参事官** 報告書の案自体はパブリックコメントには付していません。
- **〇矢吹委員** そのときの公開というのは、いつをもってされたかお分かりでしょうか。
- **〇品川独占禁止法審査手続検討室参事官** そのときは、素案の段階では公表はいたしておりませんで、報告書が最終的に出た段階で公表しているということです。
- **〇矢吹委員** 分かりました。ありがとうございます。
- **○宇賀座長** ほかの方、いかがでしょうか。前回のときと同じ扱いでよいということであればそのようにいたしますが、そういうことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

では、そのように取り扱わせていただきます。それでは、本日の資料である報告書素案につきましては、報告書が取りまとめられるまでの間、非公開とさせていただくこととしたいと存じます。本日、提出されます委員の皆様の個別意見につきましても同様の取扱いとしたいと存じます。

それでは、議題に入ります。本懇談会では、第7回から第12回にかけて自由討議を行ってまいりましたところ、本日はこれまでの討議の結果を報告書素案にまとめましたので、 具体的な書きぶりについて議論を行いたいと存じます。

それでは、まず事務局から説明をお願いいたします。

〇品川独占禁止法審査手続検討室参事官 それでは、事務局から報告書の素案につきまして簡単に御説明申し上げたいと思います。

報告書でございますけれども、素案につきましては右上に1-1と記載がございます資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

報告書の構成でございますけれども、第1、第2、第3、第4と4つに分かれてござい

まして、第1の「はじめに」というところでございますが、ここではこれまでの検討の経 緯等を記載しております。第2のところでは本懇談会の「検討対象」を記載しておりまし て、第3のところでは「検討の視点・留意点」を記載しております。第4のところで、検 討事項とそれについての検討の結果ということで記載をさせていただいております。

このうち、第1から第3に関しましては、論点整理の際の記載をほぼそのまま踏襲をしておりまして、論点整理以降の懇談会の検討の経緯等につきまして若干付記をいたしておるという状況です。

ですので、今回新たに記載をしておりますのは第4ということになりまして、第4につきましては「立入検査に関連する論点」、「弁護士・依頼者間秘匿特権」、「供述聴取に関連する論点」、「調査手続全般」に関わるものと「今後の課題」ということで5つに分けまして、それぞれにつきまして「懇談会としての整理のポイント」、「議論の概要」、「懇談会としての整理」という3つに分けまして記載をさせていただいているということでございます。

まず立入検査の関係でございますけれども、これにつきましては素案の6ページでございます。「懇談会としての整理のポイント」はこの枠囲いの部分でございます。

ポイントとしては3つございまして、1つは立入検査において事業者は弁護士を立ち会わせることができる。ただし、これは権利としては認めるものではないので、事業者は弁護士が到着しないことを理由に立入検査を拒むことはできないとすることが適当ということでございます。

もう1つは、立入検査当日の提出物件の謄写に関するものでございますけれども、これについては現状どおり運用上、立入検査の円滑な実施に支障がない範囲で謄写が認められることが適当であり、ただ、立入検査翌日以降の提出物件の謄写については、円滑な謄写ができるように電子機器の利用が可能であることを明らかにするとともに、コピー機の導入を検討することが望ましいという結論に至っているということでございます。

3番目は、この立入検査に関して指針等に明記をして公表して、必要に応じ、適切な場面において事業者に伝えるということが適当であるということでございます。

その中身としては、立入検査の法的根拠及び性質、事業者が立入検査に弁護士を立ち会わせることができるということ、事業者は、弁護士が到着しないことを理由に立入検査を拒むことはできないということ、立入検査当日に立入検査の円滑な実施に支障がない範囲で提出物件の謄写が認められるということ、それから、翌日以降は公正取引委員会の事務所において提出物件の謄写が認められるということを指針等に記載して公表して、必要に応じて事業者に伝えることが適当であるということでございます。

次に議論の概要でございますが、これについては「立入検査時の弁護士の立会い」、それから「立入検査における提出物件の謄写」、「立入検査に関する指針等への記載及び事業者への周知」のそれぞれにつきまして、我が国の現状と、それぞれの論点についてこれを認めるべきであるという御意見と慎重であるべきだという御意見について、これまでこ

の懇談会で御議論をいただいた御意見を記載させていただいているということでございます。

それから、10ページの「懇談会としての整理」でございますが、ここは先ほど申し上げたポイントの中身をもう少し詳しく記載をしているというものでございます。

それから12ページ、秘匿特権でございます。これにつきましては、秘匿特権の整理のポイントは2つ記載してございます。「秘匿特権について一定の必要性があることについては少なくない委員の間で理解が得られたものの、その実現に当たって実態解明機能を阻害するおそれがあるとの懸念等を払拭するには至らず、現段階で秘匿特権を認めるべきとの結論には至らなかった」というのが1つ。

もう1つは、ただし、「秘匿特権を全面的に否定するものではなく、十分検討に値する制度であることから、今後の検討課題として、調査権限の強化の問題と並行して、本懇談会で示された懸念や疑問点を解決できるよう、一層議論が深められることを期待する。」ということで、ポイントを2つまとめてございます。

「議論の概要」につきましては先ほどと構成は同じでございまして、最初が「我が国の現状等」でございまして、その後、秘匿特権を導入すべきであるという御議論、それから慎重であるべきであるという御議論を書かせていただきまして、14ページあたりでこういう仕組みにすれば実態解明機能を阻害しないのではないかというような御提案をいただきましたので、その御提案の内容と、15ページあたりでそれに対する御意見を記載させていただいているということでございます。

「懇談会としての整理」は、先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、17ページは「供述聴取に関連する論点」でございます。これについて、ポイントはアとイと2つ書かせていただいてございます。

1つは、「現状の仕組みの下で供述聴取時の弁護士の立会い及び供述聴取過程の録音・ 録画を認めるとの結論には至らなかった。ただし、これらを否定する趣旨ではなく、実態 解明の実効性を損なわない措置を検討する中で、今後検討を深めていくべきものとの結論 に至った。」ということでございます。

もう1つは指針等に記載をする内容でございますけれども、大きく2つ、①と②を書かせていただいています。

①のほうは、そもそも供述聴取が任意のものであるのか、審尋であるかを供述人に対して明確にするということ。それから、「聴取に支障が生じない範囲で、供述人が弁護士に相談することができる時間となるよう配慮しつつ供述聴取時に適切に休憩時間を確保するとともに、休憩時間には供述人が弁護士等の外部の者と連絡を取ることを妨げないことを供述人に対して明確にする。」ということでございます。

もう1つは不服申立てを充実しようという話でございまして、これについては第三者性・中立性に配慮をするということと、苦情の申立理由とその処理結果について類型化された形で公表を行うということでございます。

これがポイントでございまして、「議論の概要」については先ほどと同じように、これも細かい一つ一つの論点につきまして「我が国の現状等」、「検討」ということで積極的な御意見と慎重であるべきだという御意見をそれぞれ記載させていただいております。

17ページあたりが「供述聴取時の弁護士の立会い」でございまして、20ページあたりが「供述聴取過程の録音・録画」の関係でございます。

それから、22ページあたりが「調書作成時における供述人への調書の写しの交付」という話でございます。

それから、24ページあたりが「供述聴取時における供述人によるメモの録取」の話、25ページあたりが「自己負罪拒否特権」、26ページあたりが「供述聴取過程の改善」という話でございます。

28ページ以降が「懇談会としての整理」ということになってございますが、これは先ほどポイントのところで申し上げた整理以外のものとして、29ページあたりで(3)と(4)と(5)のところが(P)となっております。これについてはこれまで本懇談会で若干の議論はございましたけれども、今の時点で座長から何か整理をいただいた状態にはなっておりませんので、懇談会の整理としては(P)という形にさせていただいているということでございます。

それから、31ページの「調査手続全般」ということでございますが、これについては指針等を作成するということで、それまでこの前のところに出てきている内容にそれぞれ若干出てくるわけでございますけれども、全体として調査を行う際の標準的な審査手続についての指針を作成するという形の記載はございませんので、ここでまとめて記載をさせていただいているということでございます。

それから、33ページあたりが「今後の課題」ということで書かせていただいているものでございますが、ポイントとしては2つでございまして、「今後の課題として、本懇談会において現状の仕組みの下で実施すべきとしているもの以外の防御権の強化を検討するに当たっては、裁量型課徴金制度を含む事業者が公正取引委員会の調査に協力するインセンティブ及び調査への非協力・妨害に対するディスインセンティブを確保する仕組みの導入について併せて検討を進めていくことが適当である。」というのが1つ。

もう1つは、和解・確約手続ですけれども、これについて併せて検討を進めていくこと が適当というようなポイントでまとめてさせていただいております。

「議論の概要」については、現状がこうなっていてこれまで本懇談会でこういう議論を いただいているという形の記載をさせていただいているところでございます。

事務局の説明は、以上でございます。

〇宇賀座長 それでは、続きまして6名の委員が書面で意見を提出されておりますので、 各委員から五十音順に簡潔に説明をお願いしたいと存じます。

まず、及川委員からお願いいたします。

○及川委員 資料2-1が私、及川の意見提出でございます。

まず、立入検査に関する論点につきまして4つ、そして供述聴取に関することにつきま して同じく4つ意見を述べさせていただきます。

まず1.の「立入検査に関連する論点」ですけれども、立入検査時の弁護士の立会いについてです。弁護士が到着するまでの間、電話による弁護士の随時相談ということについて明記をしていただく必要があると考えております。これが(1)でございます。

(2) は苦情申立ての仕組みについてということで、報告書の素案のほうにも書いてございますので、その際の供述人の不満ですとか、苦情ですとか、苦情の申立ての仕組みによって申し立てることができますということを明記していただきたいということが2点目でございます。

3番目ですけれども、立入検査時の事業者への伝え方というのは「必要に応じ、適切な場面」でということがありますが、判断ということが入りますので、この表現では不十分だと考えております。常に立入検査前に行うべきと考えておりますので、ここの修正と、「伝えること」というのは「書面により、伝えること」としていただくべきではないかと考えております。

最後に(4)ですけれども、立入検査時の従業員への聴取についてです。事業者のリニエンシーの関係で配慮事項について設けるべきだ、明記すべきだと考えております。

次ページでございますが、供述聴取に関連する記載でございます。

- (1) は弁護士の立会いについてなのですけれども、専ら従業員の防御をするための弁護士ということで、従業員の防御のための弁護士について立会いが認められる余地があるというふうに記載すべきだと考えております。この従業員に関する観点というのは大変大切な観点だと思っております。
- (2) でございますけれども、供述人に供述聴取の性質を伝える内容としてということで、「審査官は、調書を供述人に読み聞かせ、又は供述人に閲覧させて、誤りがないかどうかを問い、供述人が増減変更の申立てをしたときは、その供述を調書に記載しなければならない」ということを明記していただきたいと思っています。
- (3)と(4)につきましては、立入検査と同じでございますので、説明は省略させていただきます。以上でございます。
- **〇宇賀座長** ありがとうございました。

では、続いて川島委員からお願いいたします。

○川島委員 資料2-2に沿って意見を申し上げます。

1番目は、記載内容の修正をお願いしたいと思っております。いずれも先ほどの及川委員の御意見と重なる部分でありますが、(1)の「第4、1.立入検査に関連する論点」に「必要に応じ、適切な場面において事業者に伝えることが適当であるとの結論に至った」とありますが、「必要に応じ」というのは、立入りを受ける側にとっての必要性ということも重要だと思っておりますので、まずこれを削除して、また伝える際には「必要な内容を記載した文書を用いながら行う」ということに変更していただきたいと思っております。

その下の(2)の「第4、3.供述聴取に関連する論点」についても、元の記述内容が同じでございますので、それについて同様な修正をお願いしたいと考えております。

2番目は、記載の追加を検討いただきたいと思っております。 (1) についてですが、 第2の「検討対象」につきまして、第2回の懇談会で検討の対象をどうするのか、宇賀座 長からの御説明があって、それをこの懇談会で了承したといった経過がございますので、 その点について追記をお願いしたいと思います。

次に(2)ですが、「第4、3.供述聴取に関連する論点、(議論の概要)、(6)供述聴取過程の改善」について、この論点に関して意見を2点、前回の懇談会で申し上げましたので、紙面の制約もあるかと思いますが、この点について追記をお願いしたいということです。

最後に(3)ですが、やはり報告書を取りまとめ、大臣に報告した後のフォローアップが重要だと考えておりますので、「今後の課題」においてその旨の追記をお願いしたいと思います。以上です。

〇宇賀座長 ありがとうございました。

では、河野委員お願いします。

○河野委員 私からは、資料2-3の①と②ということで2枚出させていただきました。 まず、①のほうで懇談会としての整理の行われていない3つの論点について意見をお伝えしたいと思います。

供述聴取時のメモ作成の件です。これまでも私は度々メモについては意見を申し上げましたが、供述聴取でのやり取りを書き留めるというメモなのですけれども、これまでの議論からも、作成したメモを持ち帰って会社へ報告することによって供述調整、それから違反行為を認定されないようにするためということが主たる目的になるのではないかと考えられます。

「記憶喚起のためのメモは認めるべき」という御意見もありましたけれども、「何のための記憶喚起か」を考えますと、やはり会社の防御活動に役立てるためということになり、結果として供述調整、それから違反行為を認定されないようにすることにつながるのではないかと危惧しております。

聴取を受けている従業員が自分のためといっても、違反を問われているのは事業者ですから、会社が従業員に対して詳細なメモを取って会社に提出するようにと命じた場合は、 従業員がこれを断れるとはとても思えません。自分のためというふうになると、言ってみれば会社と自分の今後の関係を案じてということにほかならないと思います。

それから、供述聴取は経験した事実を聞かれるだけであると思っておりますので、記憶のとおりに供述している限り、審査官の質問と自分の回答をメモしないと適切に供述できないということはないと思います。また、メモ作成の際の議論のときには、不当な聴取があったかどうかを検証する聴取の透明化の手段となるのではないかという御意見もございましたが、従業員の方のメモが必ずしも正確で公平な内容である保障はございませんので、

検証の手段としては適当ではないと思います。

メモ程度ならばということで聴取中のメモを可能とすると、メモ作成の範囲が際限なく 広がることは避けられないとも考えられます。現在でも休憩中の行動は制約されていない ことなどから、メモ作成も可能だと伺っております。

このように、聴取中のメモ作成にはやはり実態解明機能に明確に支障を生じる可能性が あると思いますので、あえてここで認める必要はないと考えます。

あと2つ、意見には書いてありませんが、ペンディングになっております調書作成時における供述人への写しの交付なんですけれども、これも適正な主張判断を実現するのであれば、処分前手続の段階で公正取引委員会が行う行政処分がどのような証拠によって支えられているのかを明らかにして、それらの証拠がきちんと開示されていれば十分ではないかと思うところでございます。調査の進行中に供述調書の写しを交付するということは、やはり供述調整や違反行為を認定されないようにするために使われるのではないかということが考えられますので、この供述人への写しの交付は防御権としては適切ではないと思っております。

それからもう一点、ペンディングの自己負罪拒否特権についてはこれまでも申し上げた とおり、独占禁止法の手続のところでこのことを議論することが適当ではないのではない かと思っております。そういうことで、自己負罪拒否特権をこの場面で認めるという必要 がないと考えます。

長くなりますがもう一点、私の2-3の②のところで表記、表現の仕方について気になったことを3点お伝えしたいと思っております。

1点目は、弁護士・依頼者間秘匿特権について、12ページに記載されている内容についてですけれども、「秘匿特権について一定の必要性があることについては少なくない委員の間で理解が得られた」との記述がございます。「一定の必要性」という表現について、私は少し疑問を持っております。

秘匿特権については、今回独占禁止法だけで先行して導入することを前提として制度の御提案がございましたけれども、この場での議論でもその根拠とか趣旨・目的、それから対象範囲などが明確になっていないと認識しております。それらの点を曖昧にしたままで制度として導入する必要性があるという判断はできないのではないかと考えますし、私自身もその必要性は疑問だと思います。

弁護士さんとの通信の秘密を保障することが欧米では社会にプラスの制度として評価されているといった意味で、「一定の意義がある」ということならば分かりますし、座長が以前おまとめになりました御発言にもありましたとおり、秘匿特権については「意義があるという御議論も少なからずあった」という形でおまとめいただければと思います。

それから、2つ目は28ページに書かれています聴取時の弁護士立会いについての記述の部分です。懇談会の整理としまして、「不当な調査の未然防止及び調書の信用性の確保に資する(ものの)」との記述がございますが、これも座長の取りまとめの際に、供述聴取

は「事実を話すということなので、法的な助言を得る必要性がないということから、弁護士が立ち会う必要性についての疑問がかなり出された」というおまとめをいただいたと思っております。

同じく28ページの「懇談会としての整理」のところに、19ページの「慎重、又はこれを 認めるべきでない理由・根拠」の⑤に書かれたことを踏まえまして、その萎縮の問題に加 えて「弁護士による調査妨害が懸念されること」というのも追記で書いていただければと 思います。

それから、3点目です。供述聴取過程の改善については17ページ、それから30ページのところに同じような記述がございます。30ページの「懇談会としての整理」の中の①ですけれども、「聴取に支障が生じない範囲で、供述人が弁護士に相談することができる時間となるよう配慮しつつ供述聴取時に適切に休憩時間を確保するとともに、休憩時間には供述人が弁護士等の外部の者と連絡を取ることを妨げないことを供述人に対して明確にする」という記述があります。私の意見書でアンダーラインを引いたところについて、見解を申したいと思います。

供述人の方が弁護士に相談することができる時間となるよう配慮しつつ、供述聴取時に適切に休憩時間を確保するとしたら、休憩時間という名目で弁護士さんと相談するのに十分な時間を確保しなければならないという理解にも通じるような気がします。それを超えて弁護士さんと相談するために、これまで以上の長さ、それから頻度で休憩を取ることは聴取に支障を生じるのではないかと思います。言い換えれば、休憩本来の目的の観点から適時適切に確保した休憩時間に弁護士さんと連絡することを支障がない限り妨げないことで、弁護士さんとの相談要望への配慮も十分になされているのではないかと思います。

そこで、そこに書かれている文言なのですけれども、「聴取に支障が生じない範囲で、 供述聴取時に適切に休憩時間を確保するとともに、供述人が弁護士に相談する機会となる ことにも配慮し、休憩時間には供述人が弁護士等の外部の者と連絡を取ることを原則とし て妨げないことを供述人に対して明確にする」という記述にしていただけたらと思ってお ります。

長くなりました。以上です。

〇宇賀座長 ありがとうございました。

それでは、続いて榊原委員からお願いいたします。

○榊原委員 資料2-4と別紙がございます。

まず、「弁護士・依頼者秘匿特権」についてですけれども、実態解明機能を阻害するという指摘が書かれているのですが、これについては制度設計次第でクリアできる問題だと思いますし、そういう意味で認識に少し誤りがあるのではないかと思います。

それから、根拠や範囲についての御意見はございましたけれども、異論は少なくて、む しろ具体的な実現方法の詳細部分について御異論が多く出されたと思いますので、その点 を正確に反映いただきたいと思います。必ずしも調査権限の強化を行わなければ導入でき ないというセットのものではないと思いますので、整理として記載されている「並行して」 という部分については削除されるべきだろうと思います。

それから、追記でお願いをしたいのが「弁護士の制度と公正取引委員会の調査権限の制度間の調整として」という言葉を入れていただきたいと思います。秘匿特権自体については基本的な価値とか、権利性について認められるような御意見が大半であったと思いますが、ただ、その導入について非常に異論が出たのは、やはり独禁法ならではの実態解明機能との調整であるということで、2つの制度間の調整の問題なんだということが分かるようにしていただきたいという趣旨でございます。

それから、2のところでメモの録取については別紙を付けてございます。メモの録取について長々とメモを取ると実態解明機能、その調査に支障が出るとか、供述調整ということが御懸念として先ほども出ていましたけれども、こういった形でアジェンダを書いておく。そうしますと、その後に続く休憩時間、例えば15分とか30分、弁護士に会う間に食事もしなければならない、トイレにも行く、弁護士にも会うというときに、そこからまたメモを作り出していますと時間が足りなくなるだろうと思いますので、この程度のメモであればそんなに実態解明機能にも問題ないのではないかという趣旨で御覧いただければと思います。

それから、メモに関して中川先生が御説明をされた点が分かりやすいと思います。この 点も事業者に説明するにも有効ですので、報告書に追記をいただきたいと思います。

それから、「今後の課題」についてですけれども、この調査権限の強化について提言する内容が報告書に含まれるということについては、そもそも懇談会としての趣旨を逸脱するのではないかと思います。「併せて検討を進めていくことが適当であるとの結論に至った」とされている点についても、ヒアリングやパブコメ、委員の意見を見る限り、そういった御意見をおっしゃっている委員もいらっしゃるんですけれども、結論に至ったということではないだろうと考えております。

経済界は本懇談会の設置の趣旨に鑑みて調査権限の強化に関する意見は述べておりませんので、次のページになりますけれども、報告書としては調査権限の強化を求める意見のみを提言として出されることは中立性や公正性を欠くのではないかと考えておりまして、書かれるということであれば防御権の強化の検討の中で出た意見として触れていただければ足りるのではないかと思います。

最後に、整理として「時間の制約もあり詳細な検討に立ち入らなかった」ということがあるのですけれども、時間がなかったのではなくて、そもそも懇談会の検討の対象として国会からの付託がなかったということではないかと思いますので、当該文言を削除いただければと思います。以上です。

〇宇賀座長 ありがとうございました。

中川委員は欠席でございますので、村上委員からお願いします。

〇村上委員 私は特に問題点というよりは、多分自分の発言を要約してもらった箇所だけ

をもう少し正確に記載しておきたいというだけです。

第1点目は単純に理由を書いたのと、条文を書いてございます。

それから、第2点目は単純にその後で裁量型課徴金の実現は喫緊の課題であるから早期 実現を目指すべきだと、それを付け加えてもらったほうが意見としてより正確になるので 修文をお願いできますかという、それだけになります。

〇宇賀座長 ありがとうございました。

本日御欠席の中川委員の御意見につきましては、事務局から簡潔に説明をお願いします。 〇品川独占禁止法審査手続検討室参事官 それでは、中川委員の御意見に関しましては意 見書をいただいてございます。右上に2-5と記載があるものでございますけれども、こ れに基づきまして御説明をさせていただきます。

中川委員の御意見は、最初のパラのところに若干書いてございますが、「防御権を論じる出発点として、調査相手において、『自分がこの調査を拒絶すると(あるいは不協力にとどめると)どういうことになるのか』を、明確に知ることが出発点になる」という御認識でございます。この御認識に基づきまして、以下の点につきまして御意見をいただいております。

1つ目、「立入検査について」の(1)でございますけれども、これについては「立入 検査において」という文言が報告書の中にたくさん出てくるわけでございますが、この立 入検査というのが間接強制によるものなのか、任意の立入検査なのかということを記載上、 報告書上明確にすべきであるという御意見でございます。

それからもう1つの御意見は、指針等に書く内容として「立入検査の法的根拠及び性質」と書いてあるわけでございますが、この「性質」というものをもう少し報告書で明確にすべきではないかという御意見でございます。

それから(2)でございますけれども、これは弁護士の立会いや提出物件の謄写について「これを事業者の権利として認めるものではなく」という記載があるわけでございますが、この部分を削除すべきだという御意見でございます。理由としては、弁護士の立会いや事業者の謄写を権利と呼ぶかどうかは言葉の使い方なので、そこまで報告書に書く必要はないというものでございます。

それから(3)でございますけれども、これは立入検査のときに事業者に対して告知をするという話の関係でございますが、立入検査ごとに告知をするべきであるというのが1つ。もう1つは、任意の立入検査の場合には任意であるというのはどういうことかということをちゃんと告知をする必要があるのではないかということでございます。

それから、次のページで(4)でございますけれども、これにつきましては立入検査と同時に供述聴取、あるいは提出命令、留置が行われる場合があるわけでございますが、それにつきましても個別にその性質を告知するということを明示すべきだということでございまして、立入検査の際にその場での供述聴取及び物件の提出命令、留置を行うときにはそれぞれの性質を告知するということを記載すべきだという御意見でございます。

それから、秘匿特権に関しましては(1)でございますけれども、現段階で「秘匿特権を認めるべきとの結論」には至らなかったという書きぶりになっているところに関しまして、「秘匿特権をただちに導入すべきとの結論」には至らなかったという書き方にすべきであるという御意見です。これは中川委員の御意見は、制度として直ちに運用しようとするには、なおその保護文書の範囲や保護手続等について検討すべき項目が多々あるので、この懇談会の報告書として直ちに秘匿特権の運用を始めるべきであるとの結論を出すことはできないということであったと思われるので、それに対応した表現に修正されるべきだというものでございます。

それから、「供述聴取」の関係でございますが、1つ目は「『供述聴取』の意義をさらに明確に記すべきである」という部分で、これには報告書の記載の中で「供述聴取」という言葉がいっぱい出てくるわけでございますが、それが任意の「供述聴取」を指しているのか、「審尋」を指しているのかということが読み手に分かるように報告書上逐一記載してはどうかということでございます。

それから(2)でございますが、録音・録画に関しまして確認をお願いしたいということですけれども、任意の供述聴取の場面だけではなくて審尋に関しても不要であるということで議論したのかどうかを確認してほしいということでございます。

それから(3)でございますが、供述聴取の性質ということで、これは個別に相手方に 告知をすべきだということでございます。ですので、供述聴取を行うときにはそれが任意 のものであるか、審尋のものであるかは問いませんけれども、必ず事業者に告知をする形 にすべきだということでございます。

それから、5ページの(4)でございますが、これは「供述聴取が任意であることの具体的意味を告知すべきである」ということでございまして、任意の供述聴取を行う場合には任意であるというのはどういうことかということと、あとは任意の聴取を断ると審尋になるということであれば、その審尋になるとこういうことになるんですよということを併せて告知すべきであるという御意見でございます。

それから、(5)は調書の聴取時間というものを記載してはどうかという御意見でございます。

それから(6)でございますが、「『事実を話せばいいのだから法的助言は不要である』という表現を修正すべきである」という御意見でございまして、これは事実だから法的助言は不要というようなことを言ってしまうと刑事訴訟でも弁護士の役割は不要ということになりかねませんし、また、そもそも一般的に事実についての問いかけであっても質問者がどのような言葉を用いて尋ねるか次第で相手方の答えは異なってしまうので、事実だから法的助言は不要というわけではないということで御意見をいただいているものでございます。以上でございます。

〇宇賀座長 それでは、報告書素案についての議論に入りたいと存じます。

議論の進め方ですが、特に議論の順番は問いませんが、発言される際にはそれまでに他

の委員から出された意見につきまして御異論がある場合には併せて述べていただきたいと 存じます。時間も限られておりますので、効率的に議論が進められるように皆様の御協力 をお願いしたいと存じます。

〇村上委員 むしろ私はその前の進め方で、最初に座長に整理していただきましたとおり、 前回の懇談会と同じように公表の話はされた。それとはほかに、個人意見というのも前回 と同じように付けるという整理でよろしかったでしょうか。

〇宇賀座長 そこはまだ特にここで議論しておりませんので、皆様の御意見を伺って判断 したいと思います。

○村上委員 続けてよろしいですか。私は、それは結構大事なテーマになると思うので、もう一回全てを初めから議論するという時間はとてもないということははっきりしている段階にある。しかも報告書を読むと発言者が特定されているわけではないので、匿名なままで、発言内容をどちらがもっともか、もっともでないかという優劣を決めないという状況で、しかも様々な対立する意見が並べられているというのがこの報告書の整理の仕方だと思います。私はそれで構わないと思うわけですが、そうすると当然委員の中には不満な委員がいるというのもまたごく自然の結果だろうと思います。

したがって、やはり前回の懇談会と同じで、自分の名前を出して自分の意見を明らかにしたい。そういう人だけに限っていいのだと思いますが、それについてはやはり少数意見、反対意見、その他として記載することを認めたほうがいいのではないかと思います。ここでもう一回、一々最初から議論するよりは、自分の意見はこの点については反対だ、この点はもっともだということをきちんと個別意見で書いてもらうというのが、むしろ議論の時間を節約して進める道になると思います。

それで、私は前回の反省は、むしろ各委員の個別意見の中にはやや長過ぎるといったらおかしいけれども、冗長になっているものもあるので、いざとなれば私は座長の権限で字数制限を設けてもらって、個別意見を書くのはいいけれども何字くらいというのを指定してもらって、そういう形でも個別意見を私は書いたほうがいいと思うし、各委員も納得するのではないかと思っています。

〇宇賀座長 矢吹委員、どうぞ。

○矢吹委員 今の村上委員の意見に賛成で、例えばA4で3枚とか5枚とか、枚数か字数を限っていただいて、多分私の意見は少数意見だったと思うので、少数意見を述べさせていただければ大変有り難いと思いますので、もし前回そのようにされていたのであれば今回もそうしていただければと思います。

〇宇賀座長 泉水委員、どうぞ。

○泉水委員 少数意見が出るかどうかを今から考えるのではなくて、やはり全員賛成するという形の報告書を書くというのがまずは目的だと思いますので、そのようにして全員が 賛成するような報告書を目指し、最後にどうしてもこれは納得できないという方がおられたら、そこで少数意見を書くかどうかという話になるのではないでしょうか。 一般的にこの種の懇談会、審議会とか研究会の報告書において少数意見が記されるとい うのは非常に珍しい、例外だと思います。だから、まずそこから出発するのはどうかと考 えます。

- 〇宇賀座長 今井委員、どうぞ。
- **〇今井委員** 私も泉水委員と全く同じ意見で、意見が分かれるところはあるかもしれませんが、そこは座長に一任いたしまして、主張された方の名前を出すか否か、あるいはどの程度書かれるかも全体のバランスを見てお任せするのが適当かと思います。
- 〇宇賀座長 青柳委員、どうぞ。
- **○青柳委員** 今、各委員の方から出された意見についてですが、1つは合意事項としてこういうものを書いてほしいという部分について今からそういうことを逐一反対とか賛成とかというと時間がありませんので、座長の取りまとめに従って基本的には議事録などを精査していただき、それが合意事項として認められるものについては採用し、そうでなければ採用しないという扱いで私はよろしいのではないかと思います。

それから、議論の過程で出た意見として何を書くかということに関しては、希望があり、 それが重要なことであれば書いていただく。そういう仕分けをしていただけばいいのでは ないかと考えております。

次に、報告書素案について意見を述べさせてもらいます。6ページの第4の1のイの四角で囲った部分に「現状どおり」という言葉が出てきますが、そのままでは分かりにくいと思います。8ページの(2)のアを見ていただきますと、ここでは「日々の営業活動に用いる必要があると認められる物件」というような限定が付してあり、これが現状であるとして書かれています。したがって、この「現状どおり」という意味がその文字どおりであるとすれば、この部分は、日々の営業活動に必要なものと認められ、かつ、というふうに限定が加えられなければいけないのではないかと思います。このことは、10ページの(2)のところも同様です。

それから、14ページから15ページにかけまして、矢吹委員と榊原委員が提出された規則 案や運用指針案の内容及びそれらに基づく意見が書かれていると思いますが、記載内容が 議論の経過と少し違うのかなと、読んだ感じでそう思いました。

「仮に秘匿特権を認めた場合」と書いてありますが、規則案と運用指針案が出された趣旨はそういうニュアンスではなかったと思います。秘匿特権を導入するのに賛成の意見と反対の意見があることから、その反対の方も受け入れ可能な折衷案を示したいということで両委員から出されたのが規則案と運用指針案だったのではないかと思います。

それについては、何人かの委員から批判がありまして採用に至らなかったわけです。そうしますと、ここの記載としては、導入に賛成の委員から、代理人弁護士等のコミュニケーションについては、事業者が提出を拒む「正当な理由」に該当するとの解釈を採用すべきであるとして、次のような仕組みの規則案等が提案されたとするのが正確ではないかと思います。

また、22ページの中ほどに「さらに」という文章があって、①の文章が記載されています。この部分は、録音・録画が認められない場合の対応に関してこういう意見があったというくだりです。これを見ますと、①のところは少なくとも録音機を本人が持ち込んで、それを録音するということが対応として書いてあるのですが、これは録音・録画を認めない方向でという全体の合意の趣旨に反するものであり、認められない場合の対応として記載するのは適切でないと思います。記載するならば、別の箇所に記載すべきものと思われます。

20ページの冒頭に「任意の供述聴取と審尋の区別という観点からは、次のような意見が 委員から出された」というくだりがございます。ここの部分は先ほど中川委員からもいろ いろ御指摘があるようですが、私のほうで次のような意見を申し上げております。

任意聴取も審尋も基本的には国民が事実解明に協力する義務があることを前提としているものであり、間接強制としての罰則は協力義務を真摯に履行しないことに対しての行政的な罰則であると解されることから、ここで議論されている手続保障に関して両者は基本的に同一の扱いがされるべきである。こういう意見を申し上げましたので、この意見を追加して記載していただければと思います。

先ほど榊原委員から、任意の供述の聴取に関しては受忍義務がないという中川委員の意見を記載してほしいという意見が出されました。それを記載されるのはよろしいのですが、受忍義務がないということに関しては、各委員の方で特にそれに異論があるという人はいないのではないか。義務というものを罰則で間接強制してやるか、やらないかだけの区別をしているだけで、任意調査ですから受忍義務がないということは誰も争わないところではないかと思います。

33ページのところに、「懇談会としての整理のポイント」として「防御権の強化を検討するに当たっては」というくだりがございます。この懇談会の討議においては、弁護士の立会い等の手続保障は、現状の仕組みの下では弊害があるので、それを認めないという方向で意見がまとめられたということだと思います。したがって、仮に今後防御権を強化する議論をするとした場合は、やはり制度変更というものが前提にならなければ議論としてはおかしいのではないかと思います。

ですから、ここのところは、制度変更により十分な協力のインセンティブ等が確保されることを前提に防御権の検討も行われるべきだとまとめていただくのが議論の筋としては 正確ではないかと私自身は感じています。その点を御検討いただければと思います。

それと35ページのところも同様です。「しかしながら」と記載されている部分において、「防御権の強化を検討するに当たって」ということが調査権限の強化ということより先に記載されているのがちょっと気になるところです。自由討議の後半において、裁量型課徴金制度等、事業者が公正取引委員会の調査に協力するインセンティブを確保する仕組みの導入は、事業者と競争当局との協力関係の下に事件が処理されるようになることから、手続保障の観点から望ましいことであり、そういうことも検討すべきではないかという意見

が出されました。そうした制度の導入について意見が交わされる中で、そのような仕組みが導入され、十分な協力のインセンティブ等が確保されるのであれば当然防御権の強化ということも考慮していっていいのではないかという議論がされたものと認識しています。 この部分は、そうした議論の筋に合うように記載すべきではないかと思います。

さらに、その下の和解・確約に類似の制度に関してですが、この懇談会は手続保障の在り方を議論しているわけですが、これらの制度が手続保障とどのような関係があるのかということがもう一つよく分かりません。討議の中では、EUの和解・確約のような制度は事業者と競争当局との協調関係の下に事件処理がされるようになることから、手続保障の観点からその導入が望ましいという意見が出されたものであり、また、そういう意見が結構多かったと認識しています。したがって、この部分は、これらの制度と手続保障との関係が分かるように記載していただきたいと思います。

長くなりましたが、以上です。

〇宇賀座長 ありがとうございました。

先ほど村上委員から出されました論点につきましては、基本的にはこういう懇談会はぎりぎりまでできる限りコンセンサスを作るように最後まで努力するというのが基本だというのは泉水委員の御指摘のとおりだと思います。

ただ、前回の基本問題懇談会では極めて例外的ですけれども、少数意見を付しておりますので、その点どうするかということにつきましては少し預からせていただいて、事務局を通じてほかの委員の御意見なども伺って最後に判断させていただきたいと思います。このことより内容のことを少し議論したいと思いますので、今日は預からせていただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。

○矢吹委員 なぜお願いするかといいますと、前もお話ししたとおり、今回主要な論点と 私自身は思っています弁護士・依頼者間秘匿特権、事情聴取時の弁護士の立会い、それか ら録音・録画というものについては、座長の御尽力もあっていろいろな文言を使って非常 に慎重に書いていただいていますけれども、結局それについて最終的には時期尚早で制度 化しないとなったことについては、やはり大きな論点ですので、いろいろな意見があった ということは残しておいたほうがよいのだと思いますし、私自身もそうしていただくと大 変有り難いのです。

次回議論してほしいというふうに書いてあるわけですから、議論する際にここに書いて あるものに加えて意見があれば述べておくということが必要なのではないかと思ったから です。あとは、お任せいたします。

〇宇賀座長 ありがとうございました。

では、三村委員どうぞ。

○三村委員 3点申し上げたいと思います。

論点整理が残っておりますメモの録取ということですが、今日お二人の委員から改めて

御提案がございました。私も、実は供述聴取の過程で自らの記憶の整理とか、喚起のためのメモの効果とか必要性はあるかと思っていたのですけれども、ただ、1つ非常に難しいのは、メモに多様な解釈があり得るということはどうしても否定できないということです。

確かにメモの作成範囲を限定する、あるいは量を限定するという可能性もあるということなのですが、基準を設定することはやはり今のところでは難しいかという感じがいたしました。メモがいろいろな形で多様な使われ方をするという可能性も現状のところでは否定できないということがございますので、メモの録取については、私は今回は認めないということでいいのではないかと考えました。これが第1点です。

第2点目は、川島委員から御意見がございました。その中で、必要な内容を記載した文章を用いながらという御提案についてです。これは、非常に混乱した状況の中でも情報伝達を実質化する、あるいは有効化するために書面とか文書というものが恐らく一番使いやすいのではないかと思っておりました。

ただ、文書という言葉を入れるべきか。そこまで限定する必要があるかという感じはしましたが、及川委員のほうからも文書とか書面を使ってほしいということがございましたので、これはこれで御意見として入れていいのではないかと思います。

ただ、そこのところで川島委員から適切な場面においてという表現があり、及川委員からはそれより更にその定義を明確にしてほしいということがあったわけですが、場面の多様性とか、いろいろな状況があり得ると考えられるため、私はその場面を最初から厳密に定義すべきではなく、適切な場面において、その状況に応じてというのが表現として一番適切ではないかと思います。

それから、及川委員からの御提案の一つですけれども、立入検査の途中段階で弁護士に電話を入れ相談することを認めてほしい、そして文章化を求めるということですが、これは、弁護士の立会いを権利として認めるというのではなく、それを妨げないということでありましたので、現場の状況の中で判断いただくということで十分であり、、あえて文章化ということは必要ないと考えております。

最後のポイントですが、これは川島委員が出された話でございますけれども、フォローアップの必要性とか、これについて望みたいという御意見がございます。今回いろいろな形で議論を重ねた中でぎりぎりのところで合意ができて、そして改善措置が実施されるものにつきましてはある一定の期間とか、ある一定の状況を受けて何らかの形でフォローアップとか、あるいは公取委からの御報告というのはあっていいのではないかと思います。これを結論に入れるかどうかは座長の御判断にお任せしたいと思うのですけれども、そういう意見があったということに関しては何らかの形で受けていただいていいのではないかと思いますし、私はこの意見に対しては賛成いたします。以上です。

〇宇賀座長 ありがとうございました。

泉水委員、どうぞ。

〇泉水委員 事前に意見を出しておけばよかったんですが、出せなかったものですから少

し長くなるかもしれませんが、いろいろな論点について申し上げさせていただきたいと思います。意見を出された方の意見について、済みませんが、対応する関係でお話させていただきたいと思います。

まず、及川委員の御意見の中で、立入検査の際に従業員が説明を受ける場合についてリニエンシーに配慮するということがありますけれども、これは以前申し上げましたが、リニエンシーのために調査を妨げるというのは本末転倒だと思いますので、本来的にはほぼ自動的に順位が決まってしまうような事後のリニエンシー制度、あるいはリニエンシー制度の運用がおかしいと思いますし、リニエンシーのために配慮すると書くと配慮する義務が生じてしまいますので、そこまで書くのはいかがかと思います。

また、実態としても多分、公正取引委員会のお話では、一定の配慮は事実上されている。 調査に支障を来さない限りというので、配慮するまで書くのは私自身は賛成できないとこ ろでございます。

それから、川島委員が指摘されたフォローアップの話ですけれども、これについては私 もそれは一つの有効な方法だと思います。

ただ、これはここで議論された防御権の問題だけではなくて、やはり防御権という場合に一番大きいのは今度導入されます事前手続がどのように機能するか、どれだけ有効かという問題とか、さらには裁量型課徴金とか、私が主張していました和解・確約等の観点からもっと大きな問題として今後どうなるかという話、あるいは審判が廃止されて排除措置命令等が出された後いきなり取消訴訟になる場合にはまた新たな動きがあると思いますが、それらの全体を見て、その中の一部としてこの問題をフォローアップするのが適切かと思います。

そういう意味では、フォローアップについては私もいいかとは思いますが、ただ、具体的な手続や、あるいはフォローアップの主体というのをどこだというふうに今から決めてしまうと非常にやりにくくなりますので、そのあたりは柔軟に考えたほうがいい。報告書に書くとすると、柔軟に考えたほうがいいかなと思っております。

それから、川島委員の御意見の中で、「休憩時間の確保のほか、1つの事件当たりの聴取回数の制限、もしくは1日当たりの聴取時間の制限を設けてはどうか」というお話についてです。これについては以前にも私は申し上げましたが、これまでのヒアリング等の弁護士の先生方の御意見でも、昔は随分一日当たり長いものがあったけれども、最近はそんなことはないという御意見がほとんどだったと思いますので、その点も書いていただいたらいいと思います。

それから、一日当たりの回数を制限した場合には、遠方のほうから来られた場合は東京での滞在期間が延びたり、何度も来なければならないなど大変なことになると思いますので、そういうことを書いていただいたり、談合の重要人物から多数の案件について確認する場合や非常に多数の人が参加している大きな事件などになると、やはりそれはこれだけしか聴取してはいけないという回数制限をするというのは現実的ではないと思いますので、

そのあたりもそういう意見があったということは、もし書くのであれば同時に書いていた だきたいと思っております。

それから、榊原委員のところに関係しますが、メモの件につきましても以前に申し上げたところですけれども、やはり独禁法違反というのは共同行為が中心的問題です。つまり、単独行為が問題になる多くの刑事と違って共同行為が問題となり、したがって意思の連絡等の立証の問題なり証拠の収集の問題になりますから、そういう意味では事業者の間で、あるいは更に他の事業者との間でメモがやり取りされれば問題です。その種のメモがやり取りされることはやはり調査に対する大きな阻害になるかと思います。

刑事においても、事業者の秘密とか手持ち証拠、あるいは捜査手法等について問題が生じるからメモを認めていないんだと思いますが、これは独禁法についても同様にいえますし、さらに共同行為については独禁法では特に問題となるのではないかと思います。

それから、榊原委員が出されましたメモの例ですけれども、これを見ますと供述事項の中の①で調整会議の有無とか開催頻度、④で違法行為の期間というところがありますが、これは正に意思の連絡とか共同行為の中身そのものですが、これが事業者内で、あるいは他の事業者に伝わったらこれは結構大変だろうなという気が私自身はしております。

それから、榊原委員の関係で、調査権限の強化は本懇談会の検討対象ではないので削除 すべきだというところですが、ここは先ほど青柳委員がおっしゃったとおりだと私は思っ ております。全く青柳委員に賛成で、青柳委員がおっしゃったような形で書くべきではな いかと思っております。

そして、裁量型課徴金について、そういう意味では一種の調査権限の強化という面はなくはないんですけれども、やはり事業者と公正取引委員会が協力するインセンティブを作るという意味では単なる調査権限の強化ではなく、一種の防御に近いものでなくはないと思いますし、和解・確約の場合は和解・確約制度を導入することによって事業者には何の損もないと思います。特に和解の場合には課徴金が減るわけですし、確約の場合には違反事実が認定されないわけですから、その後の民事訴訟等でも非常に有利になると思います。そういう意味では、決して調査権限の強化だけの制度ではなく、むしろ防御に関連する制度なのではないかと思っております。

それから、長くなって申し訳ありません。秘匿特権については中川委員の意見等がございましたけれども、やはり秘匿特権の必要性があるとまでいくと異議があるというような 先ほどのお話ですが、そのような位置づけなのかなと思いました。

それから、中川委員の意見では「ただちに秘匿特権の運用をはじめるべきであるとの結論を出すことができない」というふうに、すぐにこの制度を導入できますよというような感じのニュアンスになっていますが、ただ、これについてはやはり正当な理由の要件の解釈で解決するんだという意見と、いや、そうではないという意見が分かれていたと思いますので、中川委員のような書きぶりというのは行き過ぎかなと思っております。

それとともに、これからは報告書に書くかどうかは別として、私の提案なんですけれど

も、公取委が取得した資料等がアメリカの民事訴訟でディスカバリーの対象になるといった問題は確かにあると思いますが、これについては事業者が提出を拒めば公正取引委員会が提出命令を出すわけですね。提出命令の中には刑事罰で担保されていますということが明示されているわけです。とするならば、公正取引委員会が提出命令を出してそれで刑事罰で担保されていることを確保しておけば、これは現在もそうしていると思うんですが、そういうふうにしておけば多分ディスカバリーの問題とか、懸念されている問題はかなり解決するのではないでしょうか。

州の裁判所がどう判断するかの問題はあっても、公正取引委員会の正式な提出命令があって、その中に刑事罰で担保されているのだということが書いてあれば、さすがにウェイバー(放棄)と認められることはまずないのではないかと思いますので、その点は指針の中で書いておく。秘匿特権の対象の資料等については、公正取引委員会が提出命令を出せばこのような形になりますということを書く。あるいは、場合によっては公正取引委員会がアメリカの裁判所に対して提出命令の趣旨というものを刑事罰で担保されていることを例えば示す。そういうようなことはあり得るのではないかと思っています。

あとは、全体としてはこの報告書の書きぶりでいいと思うのですが、中川委員の意見の中にもちょっと入っていますが、こういうふうに書くべきとか、具体的な文言が入っている場合、全体の方針はいいと思うのですが、それをそのまま余り細かく書いてしまうと、やはり公正取引委員会が書くときにその文言の一字一句に拘束されてしまいますので、結局、全体としては報告書の指示に沿わないような指針ができてしまうことを若干懸念します。そういう意味では、余り細かい文言を報告書の中に書くのはいかがかと思います。以上です。

- **〇宇賀座長** ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。 今井委員、どうぞ。
- **〇今井委員** ありがとうございます。私も書面では準備できませんでしたが、意見を申し上げます。

ほぼ、泉水先生が御指摘された点に重なってしまいます。まず全体のトーンといたしましてパブリックコメントやいろいろな委員の意見をできるだけ反映された客観的なものになっていると思いますけれども、やはり濃淡についてはいろいろな評価があり得るところです。

それはこれからの議論で詰まっていくと思いますけれども、一部の意見が重点的に引用されているやに思えるところもなきにしもあらずですので、できますならば全体の合意を取るという観点からは最大公約数を残りの時間で詰めていただければというのが感想でございます。

泉水委員の御発言の順番でもう一度触れさせていただくと、まず川島委員がお出しになっている書面の最後のところのフォローアップの点でございます。私もこれは大変重要な 観点だと思うのですが、泉水委員もおっしゃいましたが、内閣府においてと決めてしまう のはやはりこの問題の専門性ですとか、あるいは今後の内閣府の権限ということもあり得ましょうから、適宜の役所機関においてというふうなことで残されるのがいいのではないかと思いました。

それから、今回の懇談会では防御権を議論しているのであって公取委側の真実解明機能の強化というのは議題になっていないという意見も強いわけですが、それはかなり一面的な議論だと思います。今回の報告書案の2ページにも附則第16条が引用されておりますけれども、そこで「公正取引委員会が事件について必要な調査を行う手続について」という限定がありまして、必要な調査というのはもちろん真実解明をするというのは当然のことですから、これを減殺してまで防御権なるものを守れという付託はないということが確か2回目か3回目の懇談会でも議論がなされ、以後はその形で議論されていると思いますので、この問題を改めて蒸し返す必要はないと思います。

それから、報告書の14ページでございます。青柳委員がおっしゃった御意見に賛成でありますが、付け加えて申しますと、今の書きぶりですと引用されている審決、注5に挙がっております審決を参考にして云々というところから「前提として」までが、読み方によってはこの懇談会としてこの審決をこのようにとったという理解がされ得ます。全くそうではないのでありまして、これは2名の委員がそういう解釈の下に制度設計案を出されたに過ぎないのですから、そこは削除して先ほどの青柳委員のような訂正案がよいのではないかと思います。

それから、弁護士・依頼者間秘匿特権のところで12ページに戻らせていただきますが、「懇談会としての整理のポイント」という文言のところであります。今のアでは「秘匿特権について一定の必要性があることについて」と書いてありますけれども、先ほどの泉水委員の御発言からもお分かりかと思いますが、そういうものが権利としてあり、意義があるということは分かったわけですけれども、必要性というのは適用される対象によって、国によって、制度によって違ってくるわけですので、本懇談会の最大公約数としては、秘匿特権の意義については少なくない委員の間で理解が得られたものの、その根拠、適用範囲の不明確性、さらには実態解明機能を阻害するおそれがある等の懸念を払拭するには至らなかった、というのが客観的な書きぶりではないかと思いました。

関連して、イの最後で「一層議論が深められることを期待する」というのも少し主観的な表現に過ぎる気がいたしまして、他の表現とのバランスから考えますと、そういう議論が進められることが望まれるという程度でありまして、原案の表現は言い過ぎだと思われます。望まれる、ということまでが、この懇談会の合意点ではないかと思います。以上です。

〇宇賀座長 ありがとうございました。

それでは、舟田座長代理どうぞ。

〇舟田座長代理 それでは、今の12ページのところで、アは皆さん御指摘のとおりで、私はこれには一定の意義があるということだろうと思います。これについては、13ページの

一番下から14ページにあるように、私は基本的には立法政策論の問題だろうと思います。 しかし、ケースによっては民事訴訟法等の個別実体法の解釈としてあり得る。それは裁 判で今、争っているわけですけれども、それはあり得るということだろうと思います。

それで、この弁護士のことについては同じことがあちこちにあります。例えば、16ページの上から3行目も同じですね。これはさっき言ったように私は一定の意義があるというふうに直したほうがいいのではないかと思います。

もう一つは、秘匿特権で私が強調したのは濫用されるおそれが非常に強い、ということです。しかも、その場合の制裁がどうもうまく働かないのではないかということを申し上げたわけです。それについては、13ページの②に書いてあります。「幅広く秘匿特権を主張することが当然に予想され、濫用のおそれが高い」。これはいいんですけれども、ちょっとおねだりですが、ではどうしたらいいか、どう工夫しても制裁が不十分だ、ということをどこかで入れていただけないかということです。

これについては、15ページの③でちょっと書いてあるんです。15ページの上から7から8行目の③です。「秘匿特権の導入には一般的には賛成だが、濫用防止への対策や」というところ、そこに込められているんだろうとは思いますが、では対策を採ればいいじゃないかということになるという御意見もありました。

しかし、私は対策が非常に難しいというふうに申し上げたところで、事務局には恐れ入りますけれども、もうちょっとここを工夫していただければということです。

それから、弁護士については、私は最初から誰の弁護士なんですかということを明示すべきだということを言ってきました。これが特に大事なのは、17ページから18ページぐらいから問題になっているところで、秘匿特権の関係でもあるのかもしれませんけれども、私は今よく考えていません。17ページ以下、供述聴取に関して弁護士どうのこうのと出てきますけれども、最初にこれは事業者が契約した弁護士だということをどこかで断ったほうがいいのではないかというのが私の感じで、例えば18ページの上から7から8行目に「米国では」とあって、これは後で矢吹委員にお願いしたいんですけれども、いろいろな場合があるので一概に書きにくいかもしれません。

しかし、その後にあちこち弁護士どうのこうのとある場合にどうするかで、前回、矢吹委員からは、自分が前提にしているのは本人の弁護士だという発言があって私は腰を抜かしたんです。最初から公取委側の説明ではこれまで事情聴取で個人の弁護士が来たことはないというふうに私は伺っていました。会社の弁護士が来ると伺っていたので、それを前提に考えていたわけです。

もしそれを前提にするならばそういう書きぶりで、まずそうだということを書いたらどうかということですが、そうではなく、理論的にそれは個人の弁護士だということであればそれもまた明示すべきですし、その場合でも容易に想像されるのは、では会社が紹介しましょうということになること、あるいは会社が紹介し、会社が費用を持ちましょうということが考えられるわけです。

これについて、私は利益相反ではないかということを申し上げましたけれども、後で聞きますと、今の利益相反というのは事務所の中でファイヤーウォールを設ければいいんだ、あるいはいろいろな工夫で乗り越えるようなテクニックもあるようで、私はそこのところはそれでいいのか疑問がある、という感じを持っています。これも具体的な修正の提案はうまくできませんけれども、何かメンションしてはどうかということです。

もう一点、何人かの方々がお話になっていますが、これは私の責任もありまして、27ページをちょっと見ていただきたいのですが、27ページの下から10行目あたりでしょうか、③です。ここは私が強く主張したところで、川島委員も言っていただきましたけれども、「繰り返し執拗に同じことを質問する」。供述人が根負けするまで頑張るぞというのでは困る。やはりそれは人権問題だと思いますと申し上げた。何らかのルールがあってもよいというふうに私は言ったかもしれませんけれども、しかし、それは回数制限をルール化するとかということまでは私は考えていなくて、そのときも確かこういう議論をしたと思います。最長の時間は一人に対して二百三十何時間というのがあった。

それはどういうことですかと公取委にお聞きして、公取委は御説明なさいました。私は、 最長の時間などは非常に特殊な例外的な場合だろうと思います。 1 人が何年かにわたって 多数の入札物件に関わるとか、そういうことももちろんあり得るわけで、そういう例外的 な場合にはやはり200時間は多いような気もしますけれども、例外的にあり得るかもしれな いということなので、何人かの委員が既にお話になっていますように、回数制限は事案に よると言わざるを得ないと思います。

しかし、1日に10時間とか、そういうのはちょっと考えられないので、時間は私はきちんと制限したほうがいい。この場でこんなことを言うのはあれですけれども、例えば休憩時間は最低2時間に1回は取るとか、1日はやはり8時間以内とか、そういうことは常識ですから、そういうことはやはりきちんとやってはどうか。そういうふうにきちんと聴取時間等についてルール化がなされているのであれば、私はメモは必要ないだろう。2時間に1回、15分なり30分の休憩があるとすれば、そこで自分のためのメモであれば十分書くことができるということです。

さっき泉水委員も言いましたけれども、今日の榊原委員から別紙のこういうメモ、この (3) (4) の供述事項ですが、これだけの供述をするためには、恐らく10時間とか20時間かかるんじゃないでしょうか、普通は、何月何日にあなたは誰と会いましたかとか、そういうことを聞くわけです。それで、その前後のことを聞くわけですから、私どもがこういう2時間の会議でメモを取らなければならないのとはちょっと訳が違うと思うんです。ですから、時間さえきちんと区切って休憩時間をちゃんと確保していれば、そこでメモすればいいというのが私の意見です。

〇宇賀座長 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。 村上委員、どうぞ。

〇村上委員 せっかくならば付け加えておいてもらったほうがいいというので、最後の35

ページの話になります。

私は、裁量型課徴金は本当に入るならば非常に大きな制度変更であって、全ての環境を変える形になると思います。そうすると、35ページには「事業者による協力が促進されることにより」どうこうと書いてありますけれども、この中で議論したときには、そうなった場合には今の供述調書を全面重視するような行政調査の手法ではなくて、むしろ事業者に対して報告命令を出して立証していくという大陸法系というか、欧州型の行政調査の手法に移っていくようになるだろう。それが望ましいではないかという意見はこの中でも何人か将来の在り方としては出た感じなので、それも多少最後のほうに書き込んでもらいたい。現実にはヨーロッパ大陸法で既に使われている手法ですので、事業者に対する報告命令を中心とする違反を立証する行政手法に移行していくこともあり得る。付け加えるならばその辺まで付け加えて、この辺は現状の実務というよりは、むしろ将来どういうふうになるかという可能性の問題も含めてという意味で各委員の中から聞こえてきた意見なので、書き込んでもらえないかということになります。

〇宇賀座長 ありがとうございました。

榊原委員、どうぞ。

○榊原委員 他の委員御提出の意見についてなんですけれども、及川委員と川島委員と中川委員、3人の方の御意見はかなり共通すると理解をいたしました。

特に処分の前に周知だけではなくて告知、それを書面でというようなことであるとか、 その判断を誰が行うかというようなところの御心配をされているということです。

私も経済界の意見として、任意か、強制かということの本当の意味というのがなかなか事業者は分からなくて、結局行かなければいけないのかなと、先ほど受忍義務がないのは明らかだということだったんですけれども、ここにいらっしゃる専門家の先生方からすればそうだと思うのですが、中小企業の方とか、私どもの経団連のメンバー、大企業の社員であってもそういうことを理解しているとは思えませんし、やはり何となく協力しなければいけないというふうになって、署名の段階で訂正を申し立てても、これは公取委のストーリーだからこういうものなんですよと言われたら、そうなのかと思って根負けして最後はということが苦情の根幹だと思うんです。

そういうことなので、中川先生の意見は非常に分かりやすくて、その都度、告知をする ということにすれば、適切なとか、必要に応じてというとなかなか分かりにくいのでいい のではないかと思いました。

特に立入りのときは立入りだけじゃなくて実際に供述聴取もされたりするので、その都度ごとに言われないと多分社員の人は分からないだろうと思います。立入りの命令のときには紙が渡されるわけですけれども、それとそこに続く供述聴取の処分の性質の違いとかも分からないと思いますので、そういったことはお願いをしたいと思います。

それから、委員の意見を個別意見として記載するということについて別途御検討いただけるということですけれども、私もそれは載せていただけるほうがいいのではないかと思

います。自分自身、出すかどうかはまだ決めておりませんけれども、例えば弁護士立会いとか、録音・録画を認めない方向で意見がまとまったというふうな表現について、少なくとも求めていた側は認めないことに賛成しているわけでは最後までないわけで、結局認めてほしいという意見の方と、認めるべきではないという意見とが半々だったりするわけですね。

そうすると、認めない方向でまとまったというと、何か認めない方向が合意形成のようにも見えてしまう。そういう意味では、どういった認めてほしいという意見があったかということが後日はっきり分かるようにしていただくためには、羅列で意見が出たことはたくさん書いてはいただいているんですけれども、前回の基本問題懇談会で行われたというような場面と同じような状況にあるのかなと思いますので御検討いただければと思います。

- **〇宇賀座長** ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。 青柳委員、どうぞ。
- **○青柳委員** 1点付け加えさせていただきます。17ページの四角で囲んだところのアの部分に「今後検討を深めていくべき」ということが書いてありますが、何の検討を深めていくのか、もう一つよく分かりません。これらの手続保障の必要性を含め、その導入の可否を検討していくという意味であると私は理解いたしましたが、それでよろしければそのように訂正していただいくのがよいと思います。
- **〇宇賀座長** ありがとうございました。 では、舟田座長代理どうぞ。
- ○舟田座長代理 今の箇所で、アの3行目、「ただし、これらを否定する趣旨ではなく」、 どなたか言ったかもしれませんが、ちょっとここが私は強く出過ぎている感じがするんで すね。その前に書いてあるのは、立会いあるいは録音・録画を認めるべきではないとなっ たと思うので、それをもう一度今度は否定する趣旨ではない。どっちなのかということに なりそうで、ここは文章を書かれた事務局も御苦労なさった点だろうと思いますけれども、 例えば、ただし、立会いなり録音・録画を認めるべきだという意見も強くとか、そういう ふうにしてはどうか。文章の点ですけれども、申し上げました。
- **〇宇賀座長** ありがとうございました。 では、川出委員どうぞ。
- **〇川出委員** これまで御意見が出たところと、出ていないところを含めて幾つか意見を申 し上げます。

まずは、22ページの真ん中あたりの「さらに」以下の段落の扱いですが、この点は先ほど青柳委員から御指摘があったとおりで、この文脈の中でこの内容を記載するのは必ずしも正確でないと思います。ここに記載されている①の意見というのは、録音・録画の一つの形態として、公取委が録音するのではなく、被聴取者本人が録音機を持ち込んで録音することを認めるべきだという提案ですので、21ページの録音・録画の導入に賛成する意見を記載したところに付け加える形にしたほうがよいと思いますし、次の②の意見は、それ

に対する反論ですから、反対意見のほうに組み込む形にするのがよいのではないでしょうか。

もう一つは、29ページの3行目「供述人は事実を話せばよく、弁護士からの法的助言を得る必要性がない」という部分ですが、中川委員の御意見の中にありましたように、私も、これは、弁護士による法的助言の内容を狭く捉え過ぎていると思います。このような御意見があったことは確かですが、懇談会としてそのような認識で一致したということではないと思いますので、表現を変えるか、この部分の記述自体は削除していただきたいと思います。

次に、これまでに御意見が出ていない点について申し上げます。最初は、及川委員御提出の書面の3の「供述聴取に関連する論点」の(1)の部分で、弁護士の立会いを、従業員のための弁護士が、読み聞かせという限定された場面で、情報を事業者に開示しないという条件で認めるという提案がなされています。以前に、供述聴取の録音・録画を読み聞かせの場面に限定して導入できないかを議論した際に、公取委側から、その部分の録音・録画であっても、それにより、自分が素直に署名押印に応じたということが明らかになり、これまでのように、会社に対して、本意ではなかったけれども根負けして署名押印したのだという言い訳ができなくなってしまうため、やはり供述に対する萎縮効果があるので認めることはできないという回答がありました。おそらく、その回答を受けて、この提案が出てきたのだと思います。

確かに、従業員の弁護士が立ち会い、その場で入手した情報を事業者側に開示しないとということであれば、今申し上げた意味での萎縮効果は生じません。しかし、別の見方をすれば、従業員の弁護士が立ち会った状態で調書に署名押印をしたということは、それは、それにより、根負けしてしたのではなく、納得して署名押印したということが担保されることになります。そうすると、そのような署名押印がなされた供述調書が事業者側に開示されることになるわけですから、従業員は、それを避けようとして、供述調書に署名押印をしないか、あるいは署名押印してもいいような供述しかしなくなるということになるうと思います。その意味で、萎縮効果という点では、この提案によっても同じことになると思いますので、読み聞かせの場面に限っても録音・録画を導入することはできないという主張を受け入れるのであれば、この提案も受け入れることはできないということになると思います。

最後に、17ページの休憩時間における弁護士との相談のことですが、これについては、 前回意見を申し上げたことを取り入れていただいた記述になっております。それに対して、 本日、河野委員から御意見が出ておりますので、それについて私の考えを申し上げたいと 思います。

私も「弁護士に相談することができる時間となるよう配慮しつつ」という文言を入れることによって、現在の休憩時間の取り方が大きく変わり、例えば、その時間が大幅に延びたり、頻度が増えたりするということを想定しているわけではありません。休憩時間の取

り方としては、恐らく今とそれほど変わらないことになると思うのですが、ただ、そうであるとしても、休憩時間というのが弁護士と相談する機会であるということを公取委が正面から認めた上で配慮をするということを明らかにしてほしいということです。単に、これまでも休憩時間を取っていて、その間に弁護士と相談できていたのであり、そのことについて公取委としては関知しないということを確認的に書くということではなくて、もう少し積極的な意味合いを込めていただきたいという意図から提案したものです。

そうしますと、河野委員の御提案の最後の部分にある「供述人が弁護士に相談する機会となることにも配慮し、休憩時間には供述人が弁護士等の外部の者と連絡を取ることを原則として妨げないことを供述人に対して明確にする」ということですと、配慮の対象が「適切に休憩時間を確保する」というところに係りませんので、私の提案の意図とは合わないということになります。

報告書案の「整理のポイント」の記述は、休憩時間の確保の点まで含めて、公取委が配慮するという趣旨で記載されていると思います。その点は結構なのですが、他方で、「弁護士に相談することができる時間となるよう配慮しつつ供述聴取時に適切な休憩時間を確保するとともに」というように書きますと、やや誤解が生じるおそれもあるように思います。現在の休憩時間の取り方というのは、午前中から聴取を始めた場合、昼食時に1時間ぐらい取り、その後、午後の遅くまで行う場合は、中間に20分ぐらい取るというような話だったと思いますが、それ以外に、トイレ休憩みたいなものがあった場合、そのときにも弁護士と相談するための時間を取らなければだめだというように読まれかねないように思います。そこまでの趣旨ではありませんので、例えば、食事時間等の休憩を取る際には弁護士に相談することができる時間となるよう配慮しつつといった感じでもう少し具体化し、現在の運用を大きく変えるという趣旨ではないのだということが明らかになるようにしていただければと思います。以上です。

〇宇賀座長 ありがとうございました。 大沢委員、どうぞ。

○大沢委員 この懇談会の報告書案を読ませていただいて、議論の経過とかこれまでのことが非常に公正に入っているなということは感じました。

ただ、一方で、懇談会としての結論とか合意したものと、それからその背景にあったいろいろな賛成意見、反対意見というのは、もう少し分けて書いて、一般の人が読んで分かるようにしたほうがいいのではないか。専門家の方はずっと読み通して読めるのかもしれないんですけれども、一般の人が読んだときはどれが結論なのか、やはりもう少しメリハリが付くように書く工夫があってもいいのかなというのが全体としての感想です。

個々の点について、簡単に幾つか気が付いた点を申し上げますけれども、川島委員が御 提案になったフォローアップの件は私も重要だと思います。ただ、内閣府というのが、今 かなり何でもかんでも内閣府という形になっている状況もあるのでもう少し検討の余地は あって、例えば公正取引委員会が外部の有識者の顧問会議みたいなものを設けて、そこに 定期的に報告するとか、いろいろなやり方があると思うんですが、これはまだ検討の余地 があるのかなと思いました。

それから、供述聴取の際、処分前手続で供述調書を会社に閲覧・謄写される可能性があるということを従業員に告知するというのは、従業員の立場に立てば、大事な論点ではないかと私は感じました。

それから、及川委員が御提案になった弁護士の部分立会いの御提案ですけれども、確かにこれも一つの考え方だと思いました。ただ、先ほど川出先生がおっしゃったことと同様のことを考えたのと、あとは現実的に最後に署名するときだけ弁護士が入ってくるというと、要するに弁護士がずっと待機していることになるので、かなり現実的ではないのではないか。ずっと聴取の時間に外、あるいは連絡を取れるところにいて、サインするときだけ立ち会うというのはかなり現実的に無理があるのではないかと思いました。

それから、これは舟田座長代理がおっしゃっていましたけれども、個人の弁護士ということが、純粋に個人の弁護士ということが成り立つのかという点がどうしても引っかかるところです。やはり会社側が選任するとか、見付けてくるとか、弁護士費用を払うということになると、なかなかファイヤーウォールをしっかりすると言っても、外から見ていると難しいのかなというのを感じた次第です。

それから、先ほど川出先生がおっしゃっていた休憩時間と弁護士のところですけれども、 私もこれは河野委員が御指摘になっている懸念も非常に理解できるところだと思います。

ただ、やはり今回、公取委側が休憩時間というのはそういう性格のものなんだということを改めて確認するという意味は非常に大きいとも逆に思います。例えば私が今ここで思い付いただけですけれども、河野委員の御提案の「例えば」からのところが全部一文になって書いてあるんですが、例えば「休憩時間というのはその供述人が弁護士に相談する機会であるということを踏まえて、公取委側は休憩時間に外部の者と連絡を取るということを原則として妨げないということを供述人に対して明確にする」、ということを最初に1つの文章で書く。その後、「聴取に支障のない範囲で供述聴取に適切な休憩時間を確保するように配慮する」と続ける。そういうふうにしてみてはどうかと感じました。

それから、最後に今後の課題のところですけれども、青柳先生がおっしゃっていたことについて私も同感です。それでこのいわゆる協力するインセンティブとかディスインセンティブのことを考えていくというのは私も大事なことだと思っています。これは単に防御権の強化と調査権限の強化との綱引きというよりは、一般の消費者国民から見ればやはり私は何度も申し上げていますけれども、公正な経済活動が担保されるということが一番大事なことで、そのためにもしそういうものが阻害されている疑いがあるときに、そこを正すために公取委側と事業者が協力して解明していく体制を築くことがやはり大事だと思います。そこに多分この協力インセンティブとか非協力のディスインセンティブの制度というのはそれを実現するための非常に大事な制度だと思いますので、是非そういった形で今後の課題として書いていただければと思いました。

〇宇賀座長 ありがとうございました。

及川委員、どうぞ。

○及川委員 私の意見について、いろいろ御意見いただきましてありがとうございます。 とりわけ2点ですけれども、1.の(1)の弁護士が到着するまでの電話についてです が、今回マニュアルという性格、要するにガイドラインですとかマニュアルというものな ので、それが予見可能性と透明性ということを考えたときに、弁護士が到着するまでに電 話も掛けていいのかどうかも分からなかったという点についてはっきりさせていただくと いうことは、重ねて私どもから強くもう一度主張させていただきたいと思います。

それと、もう一点は3.の(1)ですが、確かに萎縮というデメリットもございますが、 従業員の防御ということについて弁護士の立会いというメリットもある。デメリットもあ るかもしれませんけれどもメリットもあるということなので、それで私は余地があるとい うことの書き方をしていただきたいので、余地がある場合もあり得るとか、是非ゼロじゃ ない形にしていただきたいと思っています。

最後にもう一つ、榊原委員から出していただいた供述聴取のメモについてです。これについては、公正取引委員会のチェックというんですか、見ていただいて、これはもう支障を来さないんだということのフィルターをかけていただいても結構です。そういうフィルターをかけていただいても、こういうものについては是非アジェンダ的なメモは認めていただくように、また重ねてお願い申し上げます。3点でございます。

〇宇賀座長 ありがとうございました。

今井委員、どうぞ。

〇今井委員 ありがとうございます。まだどなたも触れていないようですので、31ページの(2)の②の点について意見を申し上げたいと思います。

ここで「手続の透明性・公正性の向上、中小企業のコンプライアンスの向上を促す観点から、その標準的な手続について周知してほしい」という御意見があったということですけれども、(2)の上は、そういう意見があったことの御紹介なのですが、これについてはさんざん議論がありました。中小企業のみならず事業者のコンプライアンスというのは独占禁止法に違反しないという実体法的な問題であり、ここで話しておりますのは、違反が疑われる場合の調査手続における防御の話、手続法上の問題ですから、次元が違うということを何度も申し上げております。

そういう意見があったということは、公平を期すために併記するなど、お考えいただければと思います。

〇宇賀座長 ありがとうございました。

河野委員、どうぞ。

○河野委員 ありがとうございます。先ほど私が休憩時間のことについて意見を申し上げた部分に関しましてはお二人の委員の先生から御意見ございましたので、そのあたりは皆さんの理解できるところでおまとめいただければと思っております。

もちろん、従業員の方に休憩時間を全く保障しないで聴取を行うというふうな意図では ございません。ただ、私の文章の理解力として、書かれている文言からはそのように理解 したものですからそのように書かせていただきました。

それから、今、及川委員が3点ということで重ねてお願いしますとおっしゃった点に関してなんですけれども、私は今回は審査手続に関しまして、今までなかなか当事者になってみないと確認できないといいましょうか、初めてそういったところ、何回もというのはとてもあり得ないと思いますから、初めてそういう場面に立ち入ったときに中小企業の方も含めて従業員の方、それから関係者の方が混乱しないようにということで、この標準的な手続に関しては指針等を作ってくださるということで、そこのところは重要な今回の成果物だと思っております。

それで、先ほどから幾つか及川委員がおっしゃっていた、従業員を守るというような視点で是非書いてほしいとおっしゃっていた部分ですけれども、私自身はやはりこのことによって責められるべきは企業というか、会社であって、従業員の方は本質ではないわけですから、基本的には従業員の方にメリットがあるとすれば、正直に自分の行動をしっかりとお伝えするということであって、それ以外の様々な手法というのは、この独占禁止法の実態解明においては障害であって、ほとんどプラスには働かないと私自身は思っています。

ですから、この検討のときにも最初からこの審査手続においては当事者が従業員であって、本当に違反をしているのは会社である。そのことの不合理さのところを何とか和らげるというふうな対策を考えるというところですから、その点でいうと先ほど及川委員がおっしゃったようなことを今回の報告書案にわざわざ記すことは、つまり従業員の方にメリットになるということはないと感じています。

それから、川島委員の意見書に書いてございましたけれども、「立入検査に関連する論点」で「必要な内容を記載した文書を用いながら」と、文章化するというふうになっていますけれども、この文章に書くということがある意味、一つの権利として確定してしまうのではないかという感じも持っております。

私自身は、この指針に関して言いますと、この報告書の6ページにまとめていただきましたけれども、「マニュアル又はガイドラインに明記して公表し、広く情報が共有される」というところが一番重要なことだと思っています。

大沢委員もおっしゃっていましたけれども、独占禁止法違反というのは公正な競争を阻害しますし、独占禁止法違反で立入検査を受けるということは、そもそもその時点で大きく健全な市場と、それから国民にとってマイナスな状況であるということを考えていただきますと、企業の皆さんも会社の皆さんも独占禁止法とは何であって、どういうことをするとそれに違反するのかということは常日頃学んでいただきたいと思いますし、そこに踏み込んでしまってからこんなはずではなかったとか、何かを守ってほしいとか、そういうことに関しましては国民の一人としてはそんなに丁寧に事業者の皆さんに文章に示してお伝えすることもないのではないか。すごく冷たい言い方ですけれども、本当にこの法律が

持っている意義を考えると、そういうふうに私自身は感じています。

確かに、実態解明権が強化され、そうすると順番のように、では防御権というふうにテクニックのところでこのことを順番に考えていくのがいいのかどうかというのは、一国民としてはいつもこの会議に出ていて皆さんの意見交換を伺うたびに非常に疑問に思っているところです。法学者の方とか、実際にその場面にいらっしゃる方、専門家の方からすれば、何を言っているんだと思われるかもしれませんけれども、これが私の正直なところでございます。

ですから、最終的には本当に企業のコンプライアンスがしっかり行われ、それから本当に公正取引委員会の出番がなくなるような状況で日本の公正な市場が保たれる。なかなか難しいと思いますけれども、そういう方向で現状ある問題点を、両者のバランスをよく考えつつ、最終のまとめに書かれていたように裁量型課徴金を入れるのがベストなのかどうか分かりませんが、日本の法制度の中でまだまだクリアしなければいけない大きなハードルがあると思いますので、そのあたりのクリアも考えつつ、個々の権利だけというふうな形でこの会議のまとめをして、これはいい、これはだめというふうな形での小さなまとめにはしていただきたくないと思っております。

〇宇賀座長 ありがとうございました。

泉水委員、どうぞ。

〇泉水委員 非常に重要な大きな問題の指摘の後に細かいことで申し訳ないのですが、先ほどから及川委員の御意見の中の2ページの、専ら従業員を防御する弁護士の話が何人かから出てきておりますので事実を確認したいと思います。

特に矢吹委員に教えていただければと思うのですが、矢吹委員が言われたのは、従業員のための弁護士が選任されるのは通常カーブアウトが生じる前の場面くらいだという話でしたね。つまり、その従業員に刑事罰が科される可能性が出てきた場合だと思うのですが、それは日本で言えば犯則調査に入ったり、あるいは審尋の間接強制になった場合はそうだと思うんですが、ここで主として議論しているのは任意の供述録取時の話だと思いますし、多分、及川委員の御意見もそうだと思うんですね。

これは舟田座長代理の問題意識と同じなのですが、その場合にもやはり専ら従業員のための弁護士というのは選任されると考えるべきなのでしょうか。何を防御するのだろうかというところも含めて。

○矢吹委員 おっしゃるように、まずカーブアウトというのはアメリカのカーブアウトのことをおっしゃっていると思いますけれども、アメリカで別にカーブアウトされるか、されないかは別にして、当初からアメリカの手続に係っている調査では重要な従業員について、アメリカの弁護士からの示唆もあり、例えば多い会社では15人、10人という人たちに個別の弁護士を付けます。

もちろん、誤解があってはいけないのですが、そういう人たちは個人のためにしか働きませんので、費用は出ても弁護士倫理が厳しいですから個人の弁護士としてとしか働きま

せんから、自分もそうしましたけれども、会社の利益に反して個人だけで活動する場合もあります。それについて会社がペナルティを何か課せば、それで当局からの会社のペナルティが更に大きくなりますから、そういうことはありません。したがって、カーブアウトされるか、されないかは別にして、早目、早目に個人の弁護士が付きます。

これは、日本の公取委が同じ事件を調べていたとしても、同じようにその人が公取委に呼ばれていろいろ話をするときに、もちろん日本の制度では今は行けませんから同行はできませんが、しかし私の知っているケースでも、公取委のほうからむしろ本人を説得するために代理人が来ていただいたほうがいいということで個人の代理人が同席することはあります。

したがって、米国の手続が同時に起きて個人の代理人がいれば、当然個人の代理人とその従業員の方がよく打合せをして、ないしは報告を受けて、公取委の事情聴取に対応していらっしゃるということだと思います。

これについて、会社の代理人は個人の代理人と協議をして、個人の代理人が個人のためにそのほうがいいと思う範囲において会社の代理人と情報を共有していただくということはもちろんあるわけで、そのためにアメリカではジョイント・ディフェンス・アグリーメントという合意を通常は口頭でして結ぶわけです。もう一度繰り返しますが、個人の人が会社の利益に反したほうが自分のためになると言えば、当然すぐにそのアグリーメントは解除して自分の利益だけで行動していいということになります。

問題は、ドメスティックの全く日本の手続だけで個人の代理人を選任するかということについてですが、泉水先生がおっしゃるように、刑事になると私も刑事の談合で個人が訴追された場合にはもちろん個人の弁護士が付くわけで会社とは別にお願いをしますが、そうでない場合も、日本の中のカルテル事件でどうしても従業員の方が非常にセンシティブになっているような場合には個人の弁護士の方をお願いして、その方に助言を受けて公取委の事情聴取に対応しているというケースはもちろんあります。

ここで私が最後に申し上げているのは、今後の制度として公取委の事情聴取に立ち会う 弁護士が誰かということになれば、当然ながら個人の弁護士だけが立ち会えるという制度 設計にすべきであって、会社の代理人が立ち会えることを前提にしないで私はいいと思い ますので、そういう制度になれば更に必要に応じて個人の弁護士が選任されるということ になろうかと思います。

○泉水委員 ということは、ドメスティックな事件では例外的かもしれないけれども、個人の弁護人が選任されることはある。そんなに多くは多分、現在はないんだろうけれども、将来的にはこの制度ができれば任意の供述録取時でも個人の弁護士が付くようになるだろうという御趣旨ですね。

- 〇矢吹委員 はい。
- **〇泉水委員** 分かりました。
- **〇宇賀座長** 今井委員、どうぞ。

〇今井委員 今の御議論を伺っていて提案ですけれども、今、話ししておりますのは舟田 座長代理の御指摘に始まりまして、事業者と従業員との利益相反ということがこれまで底 流にある論点として議論されてきたということだと思います。

目次をもう一度見ますと、その問題が出てきますのが第4の2と3だと思います。1も場合により、事業者ではなく自然人である従業員に質問等がなされますので、例えば第4のところに総論的な項目、例えば、事業者と従業員との間の利益相反という見出しを付けまして、事業者の法的な責任を問題にする際には当然ながら自然人、従業員に対する不利益的な処分もなされる場面が出てくるが、その際の利益相反をどのように解決するかという問題が検討されたと表記されては、と存じます。

どの点まで合意があって、なかったかということを明記しませんと、先ほど大沢委員、河野委員もおっしゃったように、法律家でない方が読んだ場合、不明確です。ここでこういう利益が衝突しているということを分かっていただける表記が必要ではないかと思いますので提案させていただきます。

〇宇賀座長 ありがとうございました。

川島委員、どうぞ。

○川島委員 ありがとうございます。私は、4点申し上げます。

まず1点目は、私の提出した意見について、またそれに対する御意見をいただきました ので申し上げます。

1つは、一事件当たりの回数制限や時間制限、一日当たりの時間制限をという話を申し上げました。前回の会合では、回数制限が技術的に難しい場合にはせめて一日当たりの時間制限をと申しました。当日は制限と申し上げましたが、目安ということでもいいのではないかと思います。

したがいまして、書きぶりについては、泉水委員がおっしゃったような、それは弊害もあるんだということを併記されるか、あるいは本日の中でも一日当たりの時間の目安なり制限があってもいいじゃないかという御意見もありましたので、その辺を記載するという前提で御検討いただければ有り難いと思っております。

そして、最後に申し上げたフォローアップについては、イメージが皆さんに分かりやすく伝わるようにということで公正取引委員会、そしてこの懇談会の主催元である内閣府ということを明記しただけの話ですので、その点は問題のない記載に改めていただければと思っております。

そして、立入検査、あるいは供述聴取で「必要な内容を記載した文章を用いながら伝える」ということの趣旨ですが、これの目的は飽くまでもこのリード文の2行目の「指針等に明記された事項のうち必要な内容が適切に伝わるようにするため」ということでありまして、立入検査が予想もせずに行われたといったときに、多分調査する側もこの点は伝えておかなくてはいけないなと、やっていいこと、やってはいけないことというのがあるのではないかと思っています。

私は、こうした書面を用いてこの点はちゃんとやってくださいと伝えることは円滑な調査、あるいは供述聴取にも資するものだと思っております。決して防御権を強化することで調査に支障が出ることを意図したものではありませんので、こうした趣旨に沿った形でこのような文章を用いることも重要ではないかということで記載をいたしました。

2点目は、先ほどの皆様の御議論を伺ったときに、今回は導入には至らないけれども、 これを今後検討する場合もあり得るといった内容、あるいは「今後の課題」においてそれ に類する記載部分の書きぶりについてです。前提条件を付けたりとか、どちらの記述が前 に来るのかとか、極めて精密な御議論をされていることについて若干危惧をしています。

私はこれまで何度か、今回の懇談会で導入が見送られるにしても、将来状況が変わり得る可能性もありますので、そうした場合には将来導入する可能性までも否定するということにならないような取りまとめにしていただきたいと申し上げました。

今回、なぜ導入に至らないのかという理由はそれぞれの案件によって様々だと思うんですね。導入の必要性が高いか、低いか、導入に伴うコストがどの程度かかるのか、実現可能性、そもそも技術的に可能なのか、あるいはそれによる実態解明への弊害がどの程度なのか、それを回避し得る手段があるのか、ないのかということであります。その辺のところをそれぞれの事案について余り微に入り細に入り書き込むよりは、もともとこういった記述を残すことの趣旨と申しますのは、やはり委員の中には根強い要望、強い要望がある項目もありますし、また反対される委員の中にも前提条件が整えば入れてもいいじゃないか、それがないから入れられないんだという御意見もあるわけですので、その趣旨が分かる範囲である程度大まかに書くということもあるのではないかと思いました。

3点目は、メモについてです。私は榊原委員が本日出されたメモのひな形を拝見して、私が思っていたのとぴったりだったと思いました。そのことはさておき、今回こうした範囲でのメモの録取を認めることをこの指針にどう織り込むのかということを報告書に記述するのは結構難しいとは思いますが、こうしたメモであれば認めてもらえないかという要望が現実にあって、そのことが実態解明機能に支障を来さない、円滑な調査において支障を来すものとは思われないということであれば、こうした範囲でのメモの録取を認めてもいいのではないかという印象を受けました。どのような書きぶりにするかというのは御一任いたしますけれども、本日の意見として出された内容について賛同するということを申し上げたいと思います。

最後に1点、こうした意見があったということで追加記載をお願いしたい点があるのですが、21ページ目を御覧ください。録音・録画について、このページの3番目に「録音・録画は、公正取引委員会の審査の透明性・適正性を高める上で有効な手段である」という記述がございます。以前、弁護士の立会いなど、他の方法に比べて円滑な調査を妨害するといった弊害も少ないということを申し上げました。この種の目的に対して手段は幾つかある中で、そうした理由をもって録音・録画を優先的に導入するべきではないかと申し上げましたので、支障がなければそうした点についての追記をお願いしたいと思います。以

上です。

〇宇賀座長 ありがとうございました。

では、村上委員、どうぞ。

○村上委員 私は今、川島委員の言われたことの中核部分に全面的に賛成ですので、正しく今回の問題は将来、法改正はどうなるか、なかなか読めない話というのは結構多い。それからこれからの法解釈とか法理論の発展というのは結構あるので、その余地はくれぐれも変に制約しないように、狭めないように、そこは広目の書き回しを是非お願いしたいと思います。

ましてや、今回は前回の基本問題懇談会と比べて採決までして方針をきちんとするとか、 そういうことまでやる必要は私はないと思っていますので、したがってそれだけに余り将 来の動きなり、あるべき姿に動いていく姿、それの妨げにならないようにくれぐれもその 選択の余地というか、その辺は広くとるように書き回しをお願いしたいと思います。

〇宇賀座長 ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。大体よろしいでしょうか。メモの問題につきましては、前回まで非常に意見が分かれており、まだ取りまとめするのは時期尚早かなということで前回も取りまとめを見送りました。

今日は、河野委員、泉水委員、三村委員、舟田座長代理からは消極的な御意見、それから榊原委員、川島委員、及川委員からはこの程度ならばいいのではないかという積極的な御意見が出され、まだかなり分かれている状況ですけれども、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

青柳委員、どうぞ。

○青柳委員 メモ取りを認めるか、認めないかという議論はいいと思うのですが、どの程度認めるか、認めないかという議論は余り有益ではないと思います。

メモを取ることがどうして必要なのか、私はもう一つ理解できないところがあります。 公正取引委員会の調査担当者は、ありのままを述べてもらえばいいということで任意の供 述を求めているわけですから、聴取を受ける側としては、それにどこまで応じるかという 問題はありますが、調査担当者が何を聞こうとし、それにどう答えたかについてメモを取 るというのは、事情聴取の趣旨・目的に沿わないことのように思います。聴取を受けてい る対象の人がメモを取るということは実態解明機能を阻害するものであり、必要性そのも のが余りないのではないかという感じがいたしますので、メモ取りは認めなくてもよろし いのではないかと思います。

〇宇賀座長 ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。 舟田座長代理、どうぞ。

〇舟田座長代理 私は無知をさらすのかもしれませんけれども、録音・録画した後にどうするのかということですね。刑事手続はきちんと決まっていると思いますけれども、公取 委側が責任を持って録画する。それを誰がいつ開示請求するのかということを決めておか ないと、賛成も反対もしにくいような気もいたします。

- 〇宇賀座長 今井委員、どうぞ。
- **〇今井委員** 今、舟田座長代理がおっしゃったことに関連して一言申し上げます。舟田先生が指摘された問題は、私もかねてから考えていて、録音・録画をしたとして、それを誰がどうやって保管しておくのかが問題であるのに、ここでは議論されてこなかったように記憶しております。

それが、例えばどこかに保管されていて、紛争といいますか、独禁法違反の疑義が生じたときに開示するというふうな、刑事手続における証拠開示のようなことをイメージして制度設計されるというのであれば、またもう少し議論が必要かと思います。この点に関連しまして、今日榊原委員がお出しになった資料2-4のメモですが、これについては泉水委員がおっしゃっておりましたけれども、通謀事実が全部流れてしまうということで、これは本当に刑事事件においても捜査途中、取調べ途中のメモの録取を認めていないのはこういう弊害があるからだと思います。

他方、メモを作らなくても自分が体験したことを話しているわけですから、休憩時間に 弁護士さんと会って、何を聞かれたのか記憶を喚起していただければ十分に同じものは出 来るので、経済界の方の御希望には添えるのではないかなと、今日の結論全体として維持 した場合にそのように思いました。

〇宇賀座長 ありがとうございました。 大沢委員、どうぞ。

○大沢委員 メモについてはまだ意見を申し上げていなかったんですけれども、確かに従業員の方が記憶の喚起というか、それにメモをしたいという気持ちは私もよく分かるんです。こういう仕事をしていますので心情的には非常によく分かって、だからメモぐらいはどうなのかなということも考えたことはあったんですけれども、確かにそのメモがどう使われるかということを突き詰めて考えていくと、その方が持って帰っていろいろ会社に報告するということが主眼だと、ややどうなのかなという疑問があるというのが正直なところです。

それから、それ以上にやはりこの線引きをどこまでやっていいか。これは多くの委員が 御指摘されていますが、非常に難しいので、なかなかそれをここまでだったらいいとか、 1枚紙だったらいいとか、そういったことは定量的に決められないんじゃないかというよ うなことがありまして、結論から言えばこの件に関しては消極の意見です。

〇宇賀座長 ありがとうございました。ほかの方、いかがでしょうか。

例えば、2時間ごとに休憩を取るということにすれば、大体その2時間の間に話されたことは休憩時間の間にメモをすることができ、メモの目的はおおむね達成できるのではないかという御意見をいただきましたけれども、そういうふうに休憩時間をしっかりと、例えば2時間ほど経過した時点で一休みするのであれば、その間にメモを取れるので、そのように休憩時間をしっかり取ることによって、メモを必要とするという御意見にも事実上

対応できるという方向で、休憩時間の問題としてそれにも配慮していくということでよろ しいでしょうか。

それでは、その点はそういう方向でまとめさせていただきたいと思います。

それから、既に時間を超過して申し訳ないのですが、多少延長してよろしいでしょうか。

今日川島委員から御提案いただきましたフォローアップの点につきましては皆さん御賛成であると思います。ですから、この点は報告書に書き込むことにしたいと思います。そのフォローアップの主体につきましてはいろいろ御意見がありましたように、今、内閣府がいろいろな仕事を抱え込み過ぎているということで、仕事を整理しろと言われている時期ですので、主体は明確にしない形で、しかし、皆さん御賛成のフォローアップは重要ですので、この点は報告書に書き込むことにしたいと思います。

それから、今日出されました御意見の中に、御自身の御意見についてこういう趣旨であるから、そこを明確にしてほしいというものがありました。それは個人の御意見ですので、御本人のお申出に沿った形で加筆修正したいと思います。また議論の経緯を明らかにする観点から、いろいろな御意見をなるべく遺漏のないように記載するという方針で事務局に取りまとめていただきましたけれども、なおこういう点について意見として追記をしてほしいということがまた今日幾つかございましたので、それにつきましては追記をする方向で報告書に加筆していただければと思います。

それから、12ページの弁護士・依頼者間秘匿特権のところですね。そこにつきましては、「一定の必要性」という言葉が必ずしもコンセンサスでないのではないかという御意見をかなりの方からいただきまして、そこは意義があるということであればよいのではないかという御意見をいただきましたので、それはそういう方向で修正をさせていただきたいと思います。

そのほかの点につきまして、今日様々な御意見を新たにいただきましたが、それを全てここでまた取りまとめておりますと到底時間がありませんので、今日いただいた御意見で特に御異論のなかったもの、特に対立する御意見がなかった部分については、それを踏まえた形で一度、報告書案を修正していただいて、それをまた皆さんに御覧いただいて、そしてそれを考慮して再修正をしたいと存じます。

それから、今後でございますけれども、次回は12月5日を予備日ということで確保させていただいているところでございますが、そこで修正案について御議論いただくこととするか、あるいは12月5日は開催しないこととして、本日の議論を踏まえた修正案を各委員に送付して、再度御意見がありましたら事務局にお寄せいただくということにするか。そこは、いかがでしょうか。そこは皆さんの御意見で決めたいと思いますが。

〇村上委員 そのときに1点だけ、そのときには手続的に各個人の意見というのは結局ど ういう形にする感じになりますか。

〇宇賀座長 そこにつきましては、今日3名の委員からは積極論をいただきました。それから、2名の委員からは消極論があったかと思いますので、事務局を通じてほかの委員の

方の御意見も聴取していただいて、それを踏まえて判断させていただければと思います。

12月は最終日が12月24日ですね。ですから、今日の御意見を踏まえて当然加筆修正が必要になりますけれども、後は事務局とのやり取りという形で、次回は12月24日に開催するのか、それとも12月5日の予備日を使うのかという点ですが、いかがでしょうか。そこはどちらでも、皆様の御希望に沿った形で進めたいと思います。

舟田座長代理、どうぞ。

〇舟田座長代理 各自の委員の意見は、大体出尽くしていると私は思うんですね。それでも、やはり素案が出てくればそれに対して意見は言いたくなる。これは言わばいつまでも続くようなものですから、これはこういうふうに皆さんが集まって議論するというよりは、後は座長に一任したほうがよろしいのではないかという気がいたしております。

それからもう一つ、村上委員の御意見については、毎回議事録をきちんと取って、各委員の提出した意見はウェブで出ているわけですね。そこで私は各人の活躍ぶりといいますか、意見というのははっきりもう出ているので、最終の報告書にもう一回それを繰り返して後に付けるということについては、ちょっと消極的な意見を持っています。

〇村上委員 そのとき、議事録を全部まめに読む人は議事録は分かるわけです。ただ、今 回の報告書も各人がどの意見を言ったというのは一切書いていないわけです。そうすると、 そういう意味で各人の責任でこういうことを書きたいといった場合には、私は書かせたほ うがいいのかと思います。

それから、最後の取りまとめをやるのも、やはり最後は座長一任で結局いろいろなところを考えながらまとめてもらう形になる。そうすると、最大公約数とはなかなかいえないので、絶対に反対意見、少数意見を書きたいという人もいた場合に、それはむしろ書かせたほうがまとまりとしてはむしろいい話になる。

それから、何よりも基本問題懇談会もそういう趣旨で最後に個別意見というのを書いてもらったので、確かにそれが余り長くなるとちょっとみっともない感じもするので、そこは字数制限などを適当に設けて書きたい人がいれば、全員書く義務はないわけなので、自分の意見はこうだと自分の名前できちんと残したいという人だけが書けばいいわけです。その人の書きたいという意志は無視しないで、そういう意味で書きたい人がいたら私は書かせるほうがいいのでないかと個人的には思っています。

〇宇賀座長 特に予備日なしでもよいのではないかという御意見も今、出ましたけれども、 ほかはいかがでしょうか。

〇今井委員 手短に申し上げます。まず懇談会としての取りまとめですので、それに対していろいろと御意見があるのは、全員の意見が一致するわけではないでしょうから、それは別の機会をお使いになって意見を発表されるのが筋ではないかと思いますので、私は重ねて懇談会としては合意した限りを公表すると、川島委員もおっしゃいました、まとまる範囲で示すというのが、広く国民の皆様に読んでいただく書面のあるべき姿であろうと思います。

それで、その御提案に対しても御意見があるようですので、例えばですけれども、12月 5日に向けて座長の御指示の下に素案を作っていただいて、それで納得できるかを確認さ れたほうが、後が楽ではないかと感じております。

〇宇賀座長 川島委員、どうぞ。

○川島委員 1点確認ですが、12月5日の前に、あるいはその日までに事務局案の修正されたものを送っていただくということで、それに対して何日か以内に意見があればそれを事務局に送って、その上で座長と事務局との間で最終的に12月24日にどういった内容で取りまとめるのかを検討すると、こういった進め方をイメージしております。その確認と、そういうことであれば私も12月5日は開く必要はないというように思います。

あとは意見についてでありますが、折衷案ではないのですが、12月24日の懇談会で報告書を確認した際に、それぞれの委員の方でA4、1枚でも2枚でもいいと思うんですが、全体を振り返って、報告書取りまとめに当たって、自分の意見はこうであったといった内容をまとめて、それをこの場で提出して、それを24日の懇談会のホームページに掲載をするということでほぼ目的は達成されるのではないかと思いましたので、その点についても御検討いただけたらと思います。

〇宇賀座長 ありがとうございました。

それでは、特に是非12月5日は開くべきだという御意見もないようですので、予備日は使わないことにします。今日様々な御意見をいただきましたので、それを踏まえた形で事務局にこの報告書素案の加筆修正作業をできる限り早くしてもらいたいと思います。そして、それをできる限り早く皆様のほうにお送りいたしまして、また御意見をいただいて、それを踏まえてそれについて再修正をするというプロセスを最終日まで繰り返したいと思います。

個別意見を付けることとするかにつきましては、今日またいろいろな御意見を伺いましたので、もう少し考えさせていただければと思います。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

最後に、次回の日程について事務局から説明をお願いします。

- ○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 次回の日程につきましては、先ほど12月5日についてはもう開催をしないということでございますので、24日ということになりますが、 具体的な時間等につきましてはまた改めて御連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。
- **〇宇賀座長** それでは、本日の会合はこれで終了いたします。 お忙しいところ、どうもありがとうございました。